

# 「皇位は世襲」の皇室永続に向けて

所 功

モラロジー研究所教授

## 一 高円宮家次女ご婚約内定を契機に

長らく待ち望まれていた高円宮家の次女典子女王(25)と出雲国造家の継嗣千家國麿氏(40)とのご婚約内定が、五月二十七日、正式に発表された。まさにこの上ない良縁で、心からお慶び申し上げたい(括弧内は私注、算用数字は現満年齢、以下同)。

発表当日、私は三社から取材を受けた。その一つ、共同通信へのコメント要旨が、京都新聞などの翌二十八日朝刊に次のごとく掲載されている。

立派な縁組みができて誠に喜ばしい。ただ、この機会にしっかりと考えなければならぬことがある。公的なご活動を分担する皇族が、次々と皇室を離れても(離れるほかない今の制度で)いいのか。皇位継承は秋篠宮の悠仁(ひさひと)親王まで確定しているとして、その中心(三代先の天皇)を支える人々が少なくなる。姉の眞子さま(22)、佳子さま(19)が結婚されたら、秋篠宮家すらな

くなってしまう恐れがある。そんな不安を抱えて結婚をためらわれることにならないよう、早急に制度を見直す必要がある。今回の婚約内定が、将来の皇室の在り方を政府も国民も具体的に考える契機となることを期待したい。

もう一つは、産経新聞の若い記者から電話があり、同じ趣旨の管見をFAXした。しかし、翌日の朝刊は、それを全文カットして、「現実味帯びる皇族方の減少」との見出し記事に、「男系男子の伝統を維持しながら皇族減少の問題を解決するためには、どうすべきか」と問いかけ、次のような対案だけ載せている。

麗沢大の八木秀次教授は、「昭和二十二年に皇籍離脱した旧皇族の男性による宮家の創設が、男系による皇位継承の原理にかなう」と解説する。旧皇族は享和2(一八〇二)年に生まれた邦家親王(伏見宮)の子孫にあたり、明治天皇や昭和天皇の内親王も嫁いでいる。「旧皇族はもう一つの皇統、そのことへの国民の理解も進んできたのでは」



王の兄君（十三歳年上の秩父宮雍仁親王と十歳年上の高松宮宣仁親王）に一人も御子さまがなかったのと較べて、大きな違いである。

明治以来の皇室典範でも戦後の現行典範でも、宮家当主は男性に限られ、皇族間ですら養子が認められない。その結果、秩父宮家と高松宮家は、両当主御夫妻の他界により廃絶されてしまった。

それに対して、三笠宮家では、内親王の甯子（やすこ）さまと容子（まさこ）さまが近衛家と裏千家に嫁がれても、三名の親王によって、必ずや末広がりについていくに違いないとみられていた。

ところが、長男の寛仁親王は、昭和五十三年（33）、麻生信子さんと結婚されたけれども、御子さまは女王二名で、男王に恵まれないまま、一昨年の六月（65）他界された。また三男の憲仁親王は、昭和五十九年（30）、鳥取久子さんと結婚されたけれども、御子さまは女王三名で、男王に恵まれないまま、平成十四年十一月（47）他界された。さらに次男の宣仁親王は、昭和六十三年二月（40）結婚せずに独立して宮号を賜ったけれども、このたび薨去されたので、同家は廃絶してしまう。

しかも、現行の皇室典範を改めない限り、三笠宮家の彬子女王（32）と瑤子女王（30）、および高円宮家

の長女承子女王（28）と三女絢子女王（23）の四名が、今回の次女典子女王（25）と同様に、次々と結婚されるならば（結婚せずに残られても）、やがて両宮家は無くならざるをえないことになっている。

それだけではない。現在、内廷皇族の皇太子家は、当然宮号がなく、徳仁親王（54）が即位され、愛子内親王（12）が結婚されると、何も残らない。また秋篠宮家は、文仁親王（48）が兄君の即位により皇太弟となれば、当主を長男悠仁親王（7）に譲られるであろうが、その間に長女眞子内親王（22）と次女佳子内親王（19）が結婚されるならば（結婚せずに残られても）、やがて悠仁親王が皇太子・天皇になられたら、同家も廃絶する恐れがある（ただ、その間に悠仁親王が結婚して複数の男子を儲けられるならば、その次男により相続される可能性はある）。

### 三 皇室永続の根本要件は皇位の世襲

このような現状を直視し、今のまま推移する先まで予想すれば、皇室の永続が極めて危いことは否定し難い。では、どうしたらよいのか、という問題意識のもとに、十数年前から様々な議論が繰り返されてきた。

その間に、私は日本の法制文化史を研究する立場から、『皇位継承』（高橋紘氏との共著、文春新書、平成

十年)をはじめ、『皇位継承のあり方』(P H P新書、平成十八年)や『皇室典範と女性宮家』(勉誠出版、平成二十四年)などに管見を述べてきた。それらをふまえて、現時点での要旨を以下に略記しよう。

念のため、そうした議論の前提は、わが国にとって不可欠な「皇室の永続」を心から念願しながら、その大目的のために何をどうしたらよいかを真剣に考えて、良識的(本質的・現実的)な具体案を提示しようとする意識を、誰しも共有することだと思われる。

そこで、私なりに皇室の永続に向けて最も重要と考えていることは二点ある。第一は、皇位が世襲で確実に継承できるようにすること、第二は、皇室の活動が十分可能なようにすること、にほかならない。

このうち、前者に関しては、被占領下に作られた現行の日本国憲法ですら、第一章を「天皇」とし、その第二条に「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と明示している。

ここに定められる「皇位は世襲」の意義について、憲法制定に直接関与した宮沢俊義氏著(芦部信喜氏補訂)の『全訂日本国憲法』(昭和五十三年、日本評論社)には、「天皇の制度を維持するため……憲法の定める(一般国民の)法の下での平等の原理は、天皇の世

襲という重大な例外を認めている」(55頁)と解説している。「天皇の制度を維持する」つまり皇室の永続には、皇位の世襲こそ根本要件にほかならない。

このように皇室永続の根本要件として重視すべき「皇位は世襲」という大原則を守っていこうとすれば、その歴史的な実情をふまえて現行法制を見直し、将来的に維持可能な在り方を作っていく必要があるろう。

#### 四 皇位世襲の歴史的実情と典範の制約

そこで、皇位世襲の来歴をみると、確かに神武天皇から今上陛下に至るまで、例外なく男系(父系)により継承されてきた。しかも、男系の男子による継承を実現するため、側室を容認し、直系に適任の男子がなければ、傍系に男子を求めた例も少くない。

そのうち、前帝との血縁関係が最も遠い例は、AD五〇六年に崩御された<sup>25</sup>武烈天皇の後に立てられた<sup>15</sup>応神天皇五世孫の男大迹王<sup>16</sup> <sup>おおとのきみ</sup> <sup>26</sup>継体天皇であり、十親等離れている。ただ、北陸にいた男大迹王は、即位しても暫く容易に大和へ入ることができず、前帝<sup>25</sup>の妹の手白香皇女を皇后(太后)に納れてから地位が安定している。

また、江戸時代には、一七七九年<sup>18</sup>後桃園天皇(22)が、女御近衛維子との間に生まれた一歳未満の欣子内

親王を残して崩御されると、七親等離れた閑院宮家三代目の兼仁親王（8）が、<sup>⑭</sup>光格天皇として擁立された。ただ、その際に兼仁親王は、前帝<sup>⑮</sup>の「御養子」とされ、前帝の女御を「養母」とするのみならず、やがて即位時の約束どおり、欣子内親王を中宮（皇后）に迎えておられる。

このように古来の皇位継承者は、すべて男系であり、ほとんど男子である。しかしながら、前帝との血縁が遠い男子（それでも十親等以内）は、前帝との関係を強めることによって、自らの正統性を高められたのである。その意味で、皇位の世襲には皇族男子の存在が重要だけれども、前帝関係の皇女・后妃の役割も大きかったといえよう。

しかも、過去に八方十代の女帝がおられた。これは古代から男系の男子を優先しながら、男系の女子であれば容認する考え方であり、約千三百年前の『大宝・養老令』（継嗣令）でも「女帝」を公認していたからである。

ところが、明治の憲法と並び立つ旧皇室典範では、「皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス」と規定して「男系の女子」を排除した。また、戦後に新憲法の下で定められた新皇室典範も、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」として「男

系の女子」を否定するのみならず、男子でも正室の嫡子に限り側室の庶子を否認している。

このような制約は、当時、必要と考えて設けられたのであろうが、古代から近世まで容認されてきた皇族女子（男系女子）の女帝を除外した（しかも戦後は嫡出の男子に限定し、傍系宮家の一斉降下を強行した）結果、皇位継承の有資格者が少くなつたのである。

## 五 三代先まで「男系の男子」維持可能

けれども、このように厳しい規定のもとで、<sup>⑯</sup>大正天皇は貞明皇后との間に親王四名、また<sup>⑰</sup>昭和天皇は香淳皇后との間に親王二名を儲けられたことにより、嫡出の皇長子による皇位の世襲を実現できた。

さらに<sup>⑱</sup>今上陛下も皇后陛下との間に親王二名を恵まれた。今のところ、長男の皇太子徳仁親王には、女子（敬宮愛子内親王）しかおられないが、次男の秋篠宮文仁親王には、男子（悠仁親王）を授かった。

従って、このまま順調に進んでいけば、皇位は次の次（三代先）まで「男系の男子」により世襲することができから、現行典範の皇位継承規定（第一条・第二条）は、三代先まで維持可能といえよう。

ただ、何事も必ず期待どおりに推移するとは限らない、という想定外の事態も慮外に置いてはならない。

また、幸い順調に進むとしても、三代先に即位予定の悠仁親王が二十数年以内に結婚される場合、現行法を改めない限り、お相手の女性は男子を産まねばならない、という重圧を背負うことになるから、容易に婚約が決まらない恐れもある。さらに目出度く結婚されても、女子しか生まれなければ、そこで「男系の男子」による皇位の世襲は途絶することになりかねない。

これらの状況を勘案するならば、「皇位は世襲」という根本要件は、「男系の男子」により継承することを原則として維持しながら、万一の事態に備えて、①少なくとも先例のある「男系の女子」による継承（女性天皇）の可能性を認めておき、②その後で必要があれば女性天皇の子孫による継承（女系天皇）をも例外的に認めていく、というような二段階以上の現実的な法改正を慎重に検討する必要があると思われる。

ちなみに、前掲の八木教授と近い立場かとみられる日本大学の百地章教授は、『憲法の常識、常識の憲法』（平成十七年、文春新書）の中で、「万一の場合には、皇統を守るために、女帝さらには女系の選択ということもあり得る」（98頁）と述べておられる。

もちろん、同氏は「女帝を認めた場合、第一主義を採用するか、男子を優先するかで……複雑な問題も生じてくる」と指摘した上で、「皇統を守る」という

目的のために「万一の場合」を予見して「女帝」も「女系」も選択することまで容認されているのである。

## 六 天皇・皇族の担われる公的な活動

皇位の世襲は、従来どおり「男系の男子」による継承が三代先まで可能とみられる今日、現行の皇室典範に定める第一条の根本原則は、当分（悠仁親王の結婚問題に対応するまで）変更しなくてもよい。とはいいえ、その間にも皇室（天皇・皇族）の公的活動は、絶えず続けられるから、それを担いうる方々が皇室に居られるようにしておかなければならない。

では、皇室の公的な活動として、どのようなことが現に行われているのだろうか。天皇陛下のお務めは、拙著『天皇の（まつりごと）』（平成二十一年、NHK出版生活人新書）に詳述したごとく、大別すれば左の三種類から成る。

### I 憲法の定める国事行為（全十二項目）

#### II 象徴としての公的行為（恒例・臨時）

#### III 神々に祈られる祭祀行為（恒例・臨時）

このうちIは、現行憲法が第六条に定める内閣総理大臣と最高裁判所長官の任命（親任）および第七条に定める十項目（法律・政令の公布、大使・公使の接受など）である。いずれも天皇陛下が単独で行われる。

ついでⅡは、天皇が日本国の象徴（代表者）および国民総合の象徴（中心者）として公的に行われることがふさわしいと認められるもので、君主的な行為（皇居での内外要人などの応接、国内・海外への行幸など）と伝統的な行為（新年歌会始、春秋の園遊会など）がある。その大部分に、皇后陛下も同伴される。

さらにⅢは、天皇が明治以来の「皇室祭祀令」に基づき国家・国民のために祈られるものであり、恒例の大祭（新嘗祭・先帝祭など）と小祭（歳旦祭・天長祭など）および臨時祭（式年祭など）がある。その主体は天皇御自身であるが、皇后・皇太子・同妃も殿内で拝礼され、他の成年皇族も階下から拝礼される。

これらを集計すると、年間数百件どころか何千件にもものぼる。特にⅠもⅢも重要であるが、Ⅱの公的行為は平成に入って益々多くなり、両陛下は土日祝日でもほとんど休まれる暇がない。

以上は主に本家Ⅱ内廷（天皇・皇后両陛下と皇太子・同妃両殿下）を中心とするお務めであるが、分家の四宮家（秋篠宮・常陸宮・三笠宮・高円宮）の方々も、成年（満二十歳以上）の皇族男女は、右のⅡに参列したりⅢで拝礼されるだけでなく、各々に宮家で分担する公的な活動を行っておられる。

たとえば、皇后陛下が名誉総裁の日本赤十字は、各

宮家で副総裁を務められる。また秋篠宮殿下（48）は山階鳥類研究所など六団体、常陸宮殿下（78）は日本肢体不自由児協会など七団体、三笠宮殿下（98）は中近東文化センターなど三団体、さらに一昨年亡くなった寛仁親王は柏朋会など十四団体、今回亡くなった桂宮殿下は四団体、十二年前に亡くなった高円宮殿下は日本サッカー協会など十三団体の総裁（会長）や名誉総裁などを引き受け、各事業の育成・奨励に努めてこられた。その社会的・文化的な意味は極めて大きい。

しかし、当主が薨去なされれば、その妃殿下や子孫の殿下が暫定的に引き継がれるにせよ、やがて宮家が次々と廃絶していけば、それを皇族の立場で担うことが困難となるに違いない。

## 七 皇室活動の分担可能な宮家の保持

そこで、当面早急に検討すべきは、このような皇室の公的活動を分担することのできる皇族の減少をくい止め、適正な数の宮家を保持する具体策である。これは、前述のとおり、当分（ほぼ十数年か）中核の皇位継承問題と切り離し、周辺の皇室活動問題として対処するべきであろう。もちろん、将来の状況によっては前者と無関係でなくなるかもしれない。

この課題解決には、二つの道が考えられる。その一

つは、皇族女子が結婚されても皇室に留まれるようにすること。もう一つは、旧皇族かその子孫が皇籍を取得して皇室へ入れるようにすることである。共に決して簡単ではないが、よくよく工夫すべきことである。

まず前者は、現行典範の第十二条を改めて、「皇族は（男女とも）、皇族以外の者と婚姻しても、皇室会議の議を経て、皇族の身分に留まることができる」とすれば、かなり解決しよう。

現在、皇族男子は、一般女性と結婚して独立する際に宮号を賜り、その妻となる女性もその子孫も皇族の身分を得て一家族をなすことができる。そうであれば、皇室に生まれ育った女子も、一般男性と結婚して独立する際に宮号を賜り、その夫となる男性もその子孫も皇族の身分を得て一家族をなすことができるようになるのは、自然であり妥当だと思われる。

もちろん、一般から皇室に入りうるのは、その妻・その夫としてふさわしい人物に絞られ、それを皇室会議（首相が議長）で吟味して内定する。また、天皇の子と孫（親王・内親王）は、原則として皇室に留まるべきであるが、曾孫以下（王・女王）は本人の意向と状況により皇室を離れることもできる、としておくほうがよいであろう。

一方、後者については、昭和二十二年十月まで皇族

であった「旧皇族」が六十七年後の今日も数名健在あり、ましてその子孫（男女とも）ならば多数にのぼる。従って、そのうち男性だけでも皇籍を取得し、宮家を新たに立てる（または廃絶宮家を継ぐ）ことが本当にできるのであれば、かなり解決しよう。

その場合、「旧皇族」の当人に限れば、被占領下で失った身分を回復するという名分が立つ。しかし、その子孫は殆ど講和独立後に一般国民として生まれ育った人々であるから、現行憲法のもとで皇族という特別な身分を取得することは、容易でないと思われる。

しかも、過去に臣籍降下しながら特別な事情で皇族に戻った例は少くないが、それは数年から十数年以内である。その上、現皇室（今上陛下）と四十親等以上も離れた伏見宮系の旧宮家皇族を、八木教授のごとく「もう一つの皇統」と錯覚するような人がいるとすれば、極めて憂慮すべきことである。

実は約六百年前にできた伏見宮家の子孫は（律令の規定により天皇の皇子しか親王と認められなかったので）、代々当今天皇の「猶子」（名目養子）となつて「親王」を名乗り宮家を世襲することができたのだから、決して「もう一つの皇統」ではありえない（系図参照）。従って、「旧宮家」子孫の皇籍取得策は、このような錯覚を払拭した上で、慎重に検討されたい。



## むすび — 管見の要約と合意形成 —

最後に、管見を整理し直そう。私は十数年前から、皇室永続のために次の三点を考えてきた。

(イ) 皇位継承者は、「皇統に属する皇族」でなければならぬ。

(ロ) それは「男系の男子」を優先しながら「男系の女子」も「女系の男女」も認めておく。

(ハ) 「男系の男子」を確保するためであれ、「旧皇族」の復帰策は無理があり望ましくない。

これは、現時点でも、大筋に変わりないが、より現実に即して次のごとく考えている。

(一) 皇位継承者は、三代先まで「男系の男子」がおられるから、その維持と実現に主力を注ぐ。

(二) その継承者を身近に支えるため、皇族女子（特に三内親王）は結婚後も皇室に留まれるようにする。

(三) 皇室活動を支えるために必要ならば「旧皇族」も当人に限って手伝いうるようにする。

(四) そのため、現行典範は、当分、(一)の原則を変えないで、(二)の改正と共に、(三)の可能性も考える。

(五) ただ、将来（十数年先）の状況次第では、前述(ロ)も検討する必要がある。

これには賛否両論あるであろうが、「皇位は世襲」

の皇室永続という共通目的のために、当面なすべきこと、将来なしうることをしっかり考えて、実現可能な具体案を練りあげ、大方の合意形成に進むための叩き台として、建設的な御批正を賜りたい。

なお、私は一昨年来、モラロジー研究所に所属し、麗沢大学の客員なども兼ねている。この大学には、当然ながら中広い学問の自由があり、昨年「女性天皇になれるか」というテーマの討論会を企画された松本健一教授がおられる一方、かねて「男系男子の血統原理」を強調する八木秀次教授が今春着任された。

その中であつて、この両者をはじめ双方に近い人々にも理解が得られるよう、私なりに真剣な努力を続けたいと思つている。

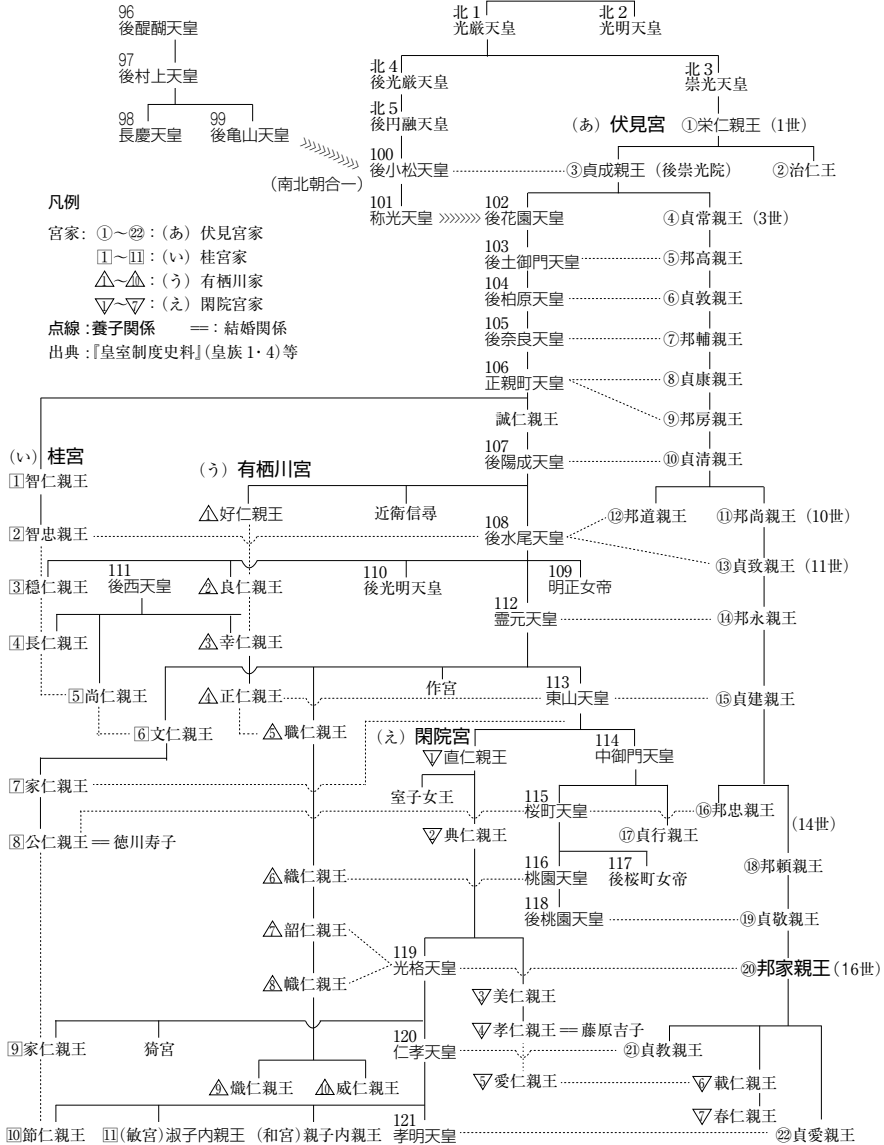
(平成二十六年六月二十日稿)

〔付記〕 安倍内閣の菅官房長官は、六月三十日、「皇族数の減少にどのように対応していくか、政府内で検討させている」が「皇室制度に関する課題は、慎重に丁寧に対応することが大切だ」と語っておられる（読売新聞七月一日朝刊）。この通りならば、まことに結構なことである。

課題は深刻な「皇族数の減少」を防止することであり、実現可能な方法を「慎重に丁寧に」検討して頂きたい。

(七月二日記)

# 一系の皇統と世襲四親王家の関係系図



※世襲四親王家のうち、桂宮・有栖川宮・閑院宮の三家は既に廃絶し、伏見宮のみ現存。それ以外の近代宮家(久邇・賀陽・朝香・東久邇と北白川・竹田の6家および廃絶した山階・小松・梨本・華頂・東伏見の5家)も、すべて伏見宮㉑邦家親王の子孫である。